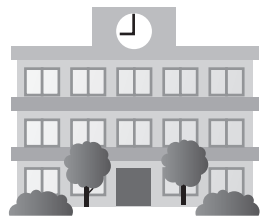


# 学校選択制の

# 申請状況



問い合わせ 総務学事課 ☎2185

指定校変更・区域外就学

入学したい学校が選べる「学校選択制」の平成30年度新入学予定の申請状況は表のとおりです。

いずれの学校も抽選はありませんでした。

なお、申請期間満了後（平成29年11月14日以降）に市外から転入した方で、希望校の受入が可能な場合は、学校選択の申請ができますので総務学事課へ問い合わせください。

## 学校選択制申請状況

小学校	1年生
小方	1人
大竹	6人

中学校	1年生
玖波	2人
小方	11人
大竹	5人

### ●区域外就学

市外に転出した場合でも、学期途中であれば学期末まで、また最終学年（小6、中3）であれば卒業までなど、引き続き在学している学校に就学できる制度です。

### ●指定校変更

学校選択制のほか、学校区外に転居や市外転出した場合でも保護者の申し出により、これまで在学していた学校に引き続き就学できる制度があります。ただし、いずれの制度も通学などは、保護者の責任でお願いします。

市内で、学校区外に住所を移した場合【例】大竹小学校区の新町地区から小方小学校区の小方地区へ）、学期途中であれば学期末まで、また最終学年（小6、中3）であれば卒業までなど、在学している学校に引き続き就学できる制度です。また、いじめなど、教育上の諸問題でお悩みの場合でも申請することができます。

## 就学援助制度

問い合わせ 総務学事課 ☎2185

経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に学用品や給食などの費用を援助する制度です。

### 〈申請受付期間〉

- 平成30年度分 1月4日(木)～2月2日(金)
- 平成29年度分 随時受け付けています。

### 〈対象〉

次の①～⑨のいずれかに該当する方

- ①生活保護を受給
- ②生活保護が停止、または廃止して1年以内
- ③市民税が非課税または減免、個人事業税が減免、固定資産税が減免(家屋新築による減額ではありません)
- ④国民年金の掛金が免除
- ⑤国民健康保険料が減免または徴収猶予
- ⑥児童扶養手当を受給(児童手当ではありません)
- ⑦生活福祉資金の貸付を受けている
- ⑧雇用保険の失業給付を受けている
- ⑨経済的に就学が困難

※ ⑨は、生活保護法に準じて計算した収入認定額が必要額の1.2倍未満が対象。

### 〈援助費目〉

- 学用品費** 学習に直接必要なもの
- 校外活動費** 参加するために直接必要な見学科・交通費など
- 新入学児童生徒学用品費等** 新入学に要するもの
- 修学旅行費** 修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費など
- 医療費** 学校において治療の指示を受けた場合、その治療に要する医療費
- 学校給食費**

※ 一部の費目だけが対象となる場合があります。

### 〈提出方法〉

申請書に必要事項を記入し、証明書類を添えて総務学事課または就学(予定)先の小中学校へ提出してください。申込書は各提出先に備え付けています。  
※ 詳しくは市ホームページまたは総務学事課へ。

### 〈入学前支給を実施します〉

新小学1年・新中学1年に支給する「**新入学児童生徒学用品費等**」は、入学前の3月15日(木)に支給予定です。  
※ 2月3日(土)以降に申請された場合は、入学後の支給となります。  
※ 申請受付期間内に証明書類が提出できない場合は、ご相談ください。